

漁船海難遺児育英事業実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、海難事故により死亡又は行方不明になった漁業者の遺児（以下「海難遺児」という。）の健全育成を図るため、育英資金を支給する漁船海難遺児育英事業を実施するにあたり、沖縄県漁業振興基金（以下「基金」という。）業務方法書第 20 条の規定に基づき、その実施に必要な事項を定める。

(育英資金支給対象者)

第 2 条 当該事業の育英資金の支給対象者は海難遺児のうち、幼児から高等学校生（専門学校、予備校「1年間」を含む。）までとする。

但し、原則として漁業者が事故により死亡した後において、保護者が再婚したり海難遺児が他人の養子縁組をした者は除く。

(育英資金交付)

第 3 条 基金は、育英資金を原則として海難事故により死亡又は行方不明になった漁業者の属していた漁協に対し交付する。

第 4 条 育英資金は、理事長が漁協との間に締結する漁船海難遺児育英資金支給契約書に基づき、交付する。

第 5 条 漁協は、新規に育英資金の交付を受けようとするときは、次の各号の書類を添えて基金に漁船海難遺児育英資金交付承認を申請しなければならない。

- (1) 海難事故概況報告書
- (2) 戸籍謄本
- (3) 在学証明書（高等学校生、専門学校生及び予備校生の場合）
- (4) 家族構成表（基金指定様式）
- (5) 公益財団法人漁船海難遺児育英会の奨学生採用決定通知書の写し（当該育英会に採用された者）

(育英資金の額)

第 6 条 育英資金の額は、海難遺児 1 人につき月額 5 千円とする。

(育英資金の支払)

第 7 条 基金は、第 4 条の漁協から育英資金の請求があった場合において、これを受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(育英資金の打ち切り等)

第 8 条 基金は、漁協に対し、第 2 条の海難遺児が育英資金の支給対象者としての資格が無くなるまで育英資金の交付を行う。

2 第 5 条又は前項の規定にかかわらず、基金の財務的事項又は事業の見直し等により、育英資金の額の変更、育英資金の交付停止及び中止をすることができる。

(育英資金の返還)

第 9 条 基金は、漁協が育英資金をこの事業以外の目的で支出したときは、その返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第 10 条 理事長は、この育英資金に関し、必要に応じ報告書を求め、又は職員をして調査させることができる。

附 則

1 この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要領が適用される以前に海難遺児育英資金の交付を受けている漁協は、第 4 条の契約の締結行為を除き、この要領によって処理されたものとみなす。

3 平成 6 年 6 月 17 日一部改正

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

4 平成 25 年 6 月 4 日一部改正

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。